

### ■減額される期間

- ・改修工事が終了した

翌年度分のみ

### ■その他

- ・この制度による減額は1戸につき1度しか受けることができません
- ・新築住宅の減額や、耐震改修工事による減額と同時に適用はできません(ただし、省エネ改修工事による減額との同時適用は可能です)

### ■申告手続き

工事完了後3か月以内に、改修工事内容が確認できる書類等を添付のうえ税務課へ申告してください。申告書は、税務課に備えて付けています。



## 住宅の省エネ(熱損失防止)改修工事に伴う固定資産税の減額制度

地球温暖化防止に向けて家庭部門のCO2排出量の削減をはかるため、一定の省エネ(熱損失防止)改修工事を行った場合、住宅の固定資産税の減額措置を受けられます。

### ■対象住宅の要件

- ・平成20年1月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)

令和4年3月31日までに、次に掲げる①を含む省エネ改修工事が完了した住宅

- ①窓の断熱改修工事
- ②床の断熱改修工事
- ③天井の断熱改修工事
- ④外壁の断熱改修工事

※改修部分が、いずれも現行の省エネ基準に新たに適合すること

- ・省エネ改修工事に要した費用が、補助金を除き50万円を超えるもの
- ・改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること

### ■減額される範囲と税額

- ・住宅(併用住宅の店舗・事務所部分を除く)の固定資産税の3分の1、長期優良住宅の場合は3分の2(ただし、1戸あたり床面積120㎡に相当する税額が限度となります)

### ■減額される期間

- ・改修工事が終了した翌年度分のみ

### ■その他

- ・この制度による減額は1戸につき1度しか受けることができません
- ・新築住宅の減額や、耐震改修工事による減額と同時に適用はできません(ただし、バリアフリー改修工事による減額との同時適用は可能です)

### ■申告手続き

工事完了後3か月以内に、改修工事内容が確認できる書類等を添付のうえ税務課へ申告してください。申告書は、税務課に備えて付けています。

詳しくは、税務課 ☎63・3802(まで)。

## 廃乾電池を回収します

回収日：10月31日(日)

回収箱を設置しますので、回収袋から取り出して、廃乾電池のみを回収箱に入れてください。

以前のように回収袋に入れたままでは、出さないでください。回収袋は保管用としてご使用ください。

●場所：各地区の

大型ごみ収集場所



住民生活課  
お知らせ

お問い合わせ  
☎63・3800

## 国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

国民年金保険料は、日本年金機構より送られてくる納付書により、毎月の保険料を翌月の末日までに納めていただくことになっています。

保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金の額が少なくなったり、場合によっては年金が受け取れなくなったりすることがあります。また、万一のときに障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れなくなることがあります。

## ■保険料の納付は便利な口座振替がお勧めです

口座振替にすると、指定した口座から自動的に引き落とされますので、金融機関の窓口まで納めに行く手間がかからず便利です、納め忘れも防ぐことができます。

ご利用される方は、金融機関窓口にて口座振替申出書に必要事項を記入・押印(金融機関の届出

印)の上、手続きをしてください。

## ■保険料を納めるのが困難なとき

経済的な理由等で保険料を納付いただくことが困難な場合、申請により保険料の納付が免除・猶予になる「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。また、学生の方には、在学期間中の保険料の納付を猶予する「学生納付特例制度」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態でも、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受け取れなくなることがあります。



## ご存知ですか？

## 国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受けるためには保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として10年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができません。

また、海外に在住する日本国籍を持つ方も、国民年金に任意加入することができます。

## 人権相談・行政相談・

## 心配ごと相談合同相談所

## 開設のお知らせ

10月19日(火)、人権相談・行政相談・心配ごと相談の合同相談所を日高町保健福祉総合センター12階会議室で午後1時から4時まで開設します。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。

相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員、弁護士の方々です。

詳しくは、日高町社会福祉協議会(☎63・2751)まで。

